

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 10 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 9 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 20 件 |
| 国民年金関係 | 7 件 |
| 厚生年金関係 | 13 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月まで

昭和 58 年 11 月に結婚したが、国民年金に任意加入するのを忘れていたため、60 年 1 月に A 市役所において国民年金の加入手続を行った。その際、結婚前の 58 年 10 月の国民年金保険料も遡って納付できると説明されたので、当該期間の保険料と申立期間に係る保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 1 月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することができる期間である上、申立人は、申立期間以降、厚生年金保険から国民年金への種別変更手続を適切に行い、国民年金の加入期間については保険料を全て納付するなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿では、申立人の結婚前の昭和 58 年 10 月の国民年金保険料が納付済みとされていること、及び国民年金の加入状況、保険料の納付方法等に係る申立人の供述内容に不自然な点は見られないことを踏まえると、申立期間についても現年度納付されていたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、平成15年5月から16年10月までは41万円、同年11月から17年3月までは50万円、同年4月から20年8月までは53万円、及び同年9月から同年11月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年12月21日から15年5月1日まで
② 平成15年5月1日から20年12月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①に係る被保険者記録が無いとの回答があったが、勤務していたことは事実であるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、年金事務所の記録では、申立期間②における標準報酬月額が、A社に係る給与支払明細書で確認できる報酬月額より低く記録されているので、当該期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が提出した給与支払明細書等、及びA社が提出した賃金台帳等により、申立人が主張するとおり、年金事務所において記録されている申立人に係る標準報酬月額より大幅に高い報酬月額が支給され、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い保険料が給与から控除されていることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険

給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書及び事業主が提出した賃金台帳等において確認できる報酬月額及び保険料控除額などから判断すると、平成15年5月から16年10月までは41万円、同年11月から17年3月までは50万円、同年4月から20年8月までは53万円、及び同年9月から同年11月までは50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、申立期間における給与支払明細書、賃金台帳等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所に記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、申立期間②の全ての期間において一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間②において、当該報酬月額又は保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人が提出した給与支払明細書及び事業主が提出した賃金台帳並びにA社に係る商業登記簿謄本から判断すると、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できるものの、前述の給与支払明細書、賃金台帳等において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成15年5月1日となっており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者資格の喪失日に係る記録及びB社における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和58年1月1日に訂正し、57年12月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月31日から58年1月4日まで

私は、昭和56年10月にB社に入社し、59年1月に退職するまでの期間において継続して勤務した。57年1月に正社員となり、所属は同社の支店であるA社となったが、勤務は本店であるB社だった。58年1月に、所属が実際の勤務先であるB社に変更となったが、引き続き勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主、同僚等の供述及びB社が保管する労働保険概算・確定保険料申告書作成に係る関連資料（従業員月額賃金集計表）から判断すると、申立人は、当該事業所に継続して勤務し（昭和58年1月1日にB社の支店であるA社からB社に所属を変更）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和57年12月の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の同年11月の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「昭和58年1月1日に、申立人の所属を、A社からB社に変

更したが、当時は、年末の仕事納めが12月30日で、年始の仕事始めが1月4日であったため、申立人の資格喪失日及び取得日について、誤った日付で事務手続を行ったと考えられる。」と回答しているところ、申立人に係る雇用保険の被保険者記録において、A社に係る離職日が昭和57年12月30日、B社に係る被保険者資格の取得日が58年1月4日とされており、当該記録は、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と符合しており、公共職業安定所と社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格の取得日等を記録するとは考え難いことから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりのA社における被保険者資格の喪失日及びB社における被保険者資格の取得日を届け、その結果社会保険事務所は、申立人に係る57年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 21 日から 36 年 2 月 22 日まで

私は、脱退手当金を支給されたとする昭和 37 年 4 月 16 日の時点では、妊娠 7 か月ぐらいで体調も良くなく、会社に脱退手当金を受け取りに行った記憶は無いし、脱退手当金制度があることすら知らなかった。

脱退手当金の支給を受けたことは無く、申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 2 か月後の昭和 37 年 4 月 16 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は当該脱退手当金の支給決定前の昭和 36 年 12 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間直後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人がこれを失念するとは考え難い上、申立期間及び未請求となっている申立期間後の被保険者期間とは同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、未請求期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年12月1日から18年11月21日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、10年12月から11年12月までは44万円、12年1月から同年4月までは50万円、同年5月は47万円、同年6月は50万円、同年7月は44万円、同年8月は50万円、同年9月は44万円、同年10月及び同年11月は47万円、同年12月は50万円、13年1月は38万円、同年2月から同年7月までは50万円、同年8月は41万円、同年9月から同年11月までは50万円、同年12月は44万円、14年1月は34万円、同年2月は44万円、同年3月から同年6月までは47万円、同年7月は44万円、同年8月は41万円、同年9月及び同年10月は47万円、同年11月は44万円、同年12月から16年11月までは47万円、同年12月から17年11月までは44万円、同年12月から18年10月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月5日から18年11月21日まで

「ねんきん定期便」に記載されているA社に係る標準報酬月額が、給与振込額と著しく異なっていることに気付いた。給与振込額が記載された銀行の取引明細を保管しており給与振込額が「ねんきん定期便」の標準報酬月額より著しく高いことが確認できるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保

険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成10年12月1日から18年11月21日までの期間における標準報酬月額については、申立人が所持する給与振込口座の写しから確認できる振込額及びB市C区から提出を受けた平成11年から17年までの所得に係る「所得照会について（回答）」から確認できる給与収入額（年額）及び社会保険料控除額（年額）等から推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、10年12月から11年12月までは44万円、12年1月から同年4月までは50万円、同年5月は47万円、同年6月は50万円、同年7月は44万円、同年8月は50万円、同年9月は44万円、同年10月及び同年11月は47万円、同年12月は50万円、13年1月は38万円、同年2月から同年7月までは50万円、同年8月は41万円、同年9月から同年11月までは50万円、同年12月は44万円、14年1月は34万円、同年2月は44万円、同年3月から同年6月までは47万円、同年7月は44万円、同年8月は41万円、同年9月及び同年10月は47万円、同年11月は44万円、同年12月から16年11月までは47万円、同年12月から17年11月までは44万円、同年12月から18年10月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の「所得照会について（回答）」等で確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、当該期間についてオンライン記録で確認できる標準報酬月額と長期間にわたり一致していない上、平成16年度及び17年度の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届並びに申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、事業主が申立人について届け出た標準報酬月額がオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間について、前述の「所得照会について（回答）」等で確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成9年12月から10年11月までの期間の標準報酬月額については、前述の「所得照会について（回答）」から推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回らないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成3年1月から9年11月までの標準報酬月額については、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和56年7月は9万8,000円、58年8月及び同年9月は11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から平成5年11月1日まで

A社から発行してもらった給与支払証明書に記載されている給与の支払総額よりも、「厚生年金加入記録のお知らせ」に記載されている厚生年金保険の標準報酬月額が低くなっているため、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支払総額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社に係る申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和56年7月、58年8月及び同年9月に係る給与支払証明書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立期間のうち、56年7月は9万8,000円、58年8月及び同年9月は11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時

の事務担当者は、「報酬月額算定や標準報酬月額の変更に關しては適正に届出しているが、当時の資料等は保管されていないので、不明である。」と供述しているが、給与支払証明書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が一致しない月が、申立期間において複数回確認できることから、事業主は、給与支払証明書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から 58 年 8 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日までの期間及び同年 11 月 1 日から平成 4 年 9 月 1 日までの期間については、前述の給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び平成 4 年 9 月 1 日から 5 年 11 月 1 日までの期間については、給与支払証明書等の資料が無く、他に厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成20年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月31日から20年1月1日まで

平成19年1月1日からA社で勤務し、20年1月1日からパート勤務となったが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が19年12月31日と記録されている。

当時、私が社会保険事務を担当しており、資格喪失日を誤って届け出たことが原因と思われる。当時、申立事業所では、厚生年金保険料の控除は同月控除であり、平成19年12月分の保険料は給与から控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が保管する申立期間に係る給与明細書及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が、A社に現在まで継続して勤務し（平成20年1月1日に同社において社員からパートタイマーに勤務形態が変更）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、事業主は、「当社の給与は毎月20日締の当月25日支払で、厚生年金保険料は当月支払の給与から控除していた。」と供述しており、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管するA社における平成19年12月の給与明細書に記載が確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の厚生年金保険料を給与から控除したが、社会保険事務所（当時）に納付していない。」と回答していること、及び当該事業所が平成 23 年 2 月 17 日に年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（訂正分）により、事業主が申立人に係る資格喪失日を誤って 19 年 12 月 31 日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人のA社における船員保険被保険者資格の喪失日は昭和19年8月24日であると認められることから、申立期間②に係る船員保険被保険者資格の喪失日を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、45円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人のA社における船員保険被保険者資格の喪失日は昭和20年3月31日であると認められることから、申立期間③に係る船員保険被保険者資格の喪失日を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、65円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年11月1日から同年12月10日まで
② 昭和19年3月14日から同年12月1日まで
③ 昭和20年1月1日から同年10月20日まで

A社（現在は、B社）に昭和18年11月1日に入社し、C丸、D丸、E丸に機関員として乗り組んでいた全ての申立期間に係る船員保険の被保険者記録が確認できない。申立期間①及び②に係るC丸には、19年8月23日に戦争により沈没するまで乗り組んでおり、申立期間③においては、F港でD丸を下船した後、G港からE丸に乗船しH港で下船するまで勤務していたので、全ての申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、「C丸は昭和19年8月23日に戦争により沈没し、負傷したため病院に入院した。」と供述しているところ、「戦時加算該当船舶名簿」によれば、C丸は、A社が所有するI会の使用船舶であったこと、及び昭和16年12月8日から沈没した19年8月23日までの期間において戦時加算の対象期間であったことが確認できる上、国の所管局が保管する「軍指定船被害報告綴」によれば、申立人は同日にC丸において負傷していることが確認できることから判断すると、申立人は、同

日までA社所有のC丸に乗り組んでいたことが認められる。

また、A社所有のC丸に係る船員保険被保険者名簿において、資格取得日及び資格喪失日が空欄となっているものが多数確認できるほか、申立人の被保険者資格の取得日は昭和18年12月10日とされているものの、資格喪失日欄は空白となっていることが確認できる上、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）では、1行目に資格取得日及び資格喪失日が記載されているものの、2行目には標準報酬月額の変更に係る記録が確認できるなど、申立人に係る船員保険の被保険者記録の管理が適切であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年8月24日に船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和19年2月の船員保険被保険者名簿から、45円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和19年8月24日から同年12月1日までの期間について、申立人は、「C丸沈没後、病院に入院し、昭和19年11月頃に退院し、D丸に乗船するまで待機していた。」と供述しているところ、当時の船員保険法により、実際に船舶に乗り組んでいない船員は船員保険の被保険者とはならないとされており、A社所有のD丸に係る船員保険被保険者名簿及び申立人に係る船員保険被保険者台帳によれば、申立人は同年12月1日に船員保険被保険者資格を再度取得していることが確認できることなどから判断すると、当該期間は、船員保険の被保険者とはならない期間であったものと考えられる。

また、B社は、「戦時中は、国が船舶を統制していたため、当社に船員保険の記録等は保存されておらず、申立人に係る勤務実態及び船員保険料の控除に係る関連資料は確認できない。」と回答している上、申立人の当該期間における勤務実態等について当時の同僚等から供述を得ることができない。

さらに、申立人が当該期間に係る船員保険の加入状況に係る関連資料等は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間③について、オンライン記録では、申立人に係る厚生年金保険の被保険者期間は昭和19年12月1日から20年1月1日までの期間とされているものの、A社所有のD丸に係る船員保険被保険者名簿及び申立人に係る

船員保険被保険者台帳において、いずれも、資格喪失日欄は空白となっていることが確認できるほか、当該被保険者名簿には、資格喪失日が空欄となっているものが多数確認できるなど、申立人に係る船員保険の被保険者記録の管理が適切であったとは認め難い。

このことについて、年金事務所では、「船員保険被保険者台帳に資格喪失日の記録が無い場合、資格取得日の翌月 1 日を資格喪失日として処理していたことから、申立人の場合も資格喪失日が昭和 20 年 1 月 1 日とされているものと思われる。」と回答している。

また、申立人は、「昭和 20 年 3 月頃、D 丸から E 丸に転船命令があり、F 港で下船した。その際、同じ機関員の交代要員がいたことを記憶している。」と具体的に供述しているところ、A 社所有の D 丸に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が供述した下船時期と同時期の昭和 20 年 3 月 10 日に被保険者資格を喪失している同僚が確認できるほか、同年 3 月 30 日に機関員として被保険者資格を取得している同僚が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 3 月 31 日に船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 19 年 12 月の船員保険被保険者名簿から、65 円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち、昭和 20 年 3 月 31 日から同年 10 月 20 日までの期間について、申立人は、「D 丸を F 港で下船後、G 港から E 丸に乗船し、終戦を船上で迎え、H 港で下船した。」と具体的に供述しており、「戦時加算該当船舶名簿」によれば、E 丸は J 社が所有する I 会の使用船舶であったこと、及び 19 年 10 月 16 日から 21 年 3 月 31 日までの期間において戦時加算の対象期間であったことが確認できることなどから判断すると、乗船期間の特定はできないものの、申立人は J 社が所有する E 丸に乗り組んでいたことを推認することができる。

しかしながら、J 社は既に解散している上、申立人の当該期間における勤務実態等について当時の同僚等から供述を得ることができない。

また、J 社所有の E 丸に係る船員保険被保険者名簿及び申立人に係る船員保険被保険者台帳では、申立人の当該期間における船員保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が当該期間に係る船員保険の加入状況に係る関連資料等は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間①について、申立人は、「昭和 18 年 11 月 1 日に A 社に入社後、しばらくして、C 丸に乗船した。」と供述しているところ、当時の船員保険法により、実際に船舶に乗り組んでいない船員は船員保険の被保険者とはならないとされており、A 社所有の C 丸に係る船員保険被保険者名簿及び申立人に係る船員保険被保険者台帳よれば、申立人は昭和 18 年 12 月 10 日に船員保険被保険者資格を取得していることが確認できることなどから、申立期間①は、船員保険の被保険者とはならない期間であったものと考えられる。

また、B 社は、「戦時中は、国が船舶を統制していたため、当社に船員保険の記録等は保存されておらず、申立人に係る勤務実態及び船員保険料の控除に係る関連資料は確認できない。」と回答している上、申立人の申立期間①における勤務実態等について当時の同僚等から供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間①に係る船員保険の加入状況に係る関連資料等は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 10 日から 45 年 3 月 1 日まで
オンライン記録では、A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

しかし、脱退手当金の請求手続をしたことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、4回の被保険者期間のうち、3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、A社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失した直後に国民年金に加入し、再度、厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの加入期間の全ての国民年金保険料を納付しており、年金に対する意識の高さを考慮すると、当時、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月 6 日から 40 年 2 月 5 日まで
② 昭和 40 年 2 月 5 日から 41 年 7 月 10 日まで

オンライン記録では、A社及びB社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金の請求手続をしたことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、いずれも関連事業所に係る被保険者期間でありながら、申立期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、当該期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、B社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年7か月後の昭和43年2月14日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿における申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は脱退手当金の支給決定前の昭和41年1月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 48 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月から 48 年 6 月まで

申立期間は、A社に勤務していたが、新設の会社だったため、同社が昭和 48 年 7 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所となるまでは、社長が従業員について国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が勤務していたA社の社長が、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料を納付するためには国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の国民年金の加入手続が行われ、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関わっていない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする当該事業所の社長はすでに死亡しており、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、当該事業所の社長については、申立期間を含む昭和 46 年 8 月から 48 年 6 月までは国民年金に未加入である上、申立期間と重複する期間に国民年金保険料の納付記録が確認できる複数の同僚が、「会社から国民年金に関する説明を受け、自分で国民年金保険料を納付した。」、「社長が従業員の国民年金の加入届や保険料の納付を行っていたことはないと思う。」と供述している。

このほか、当該事業所の社長が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書、確定申告書等）は無く、申

立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年11月から4年2月まで
平成3年11月に、何枚かの細長い国民年金保険料の納付書が送られてきたが、学生でお金が無かったので、保険料を納めることができなかった。平成3年11月からアルバイトを始めたので、お金を貯めて、同年12月から翌年4月までの間に、未納となっていた4か月分の国民年金保険料をまとめて、祖父が入院していた病院の近くのA銀行B支店で納付したと記憶している。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚直後の平成7年6月に、C市D区で払い出されていることが確認でき、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないとともに、日本年金機構E事務センター及び申立人が居住していたと主張するF市は、いずれもF市で申立人に係る被保険者名簿が作成された形跡が見当たらないとしていることなどを踏まえ、C市D区で国民年金への加入手続が行われるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間となることから、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、C市D区で国民年金手帳記号番号が払い出され、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した時点では、時効により、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2417

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 1 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から同年 4 月まで

「ねんきん特別便」が届き、年金記録を確認したところ、申立期間において国民年金の加入記録が無く、国民年金保険料が未納となっていた。申立期間当時は、A 事業所における臨時雇用の職員として勤務していたが、厚生年金保険に加入できる時期が決まっており、厚生年金保険に加入できない時期は、国民年金に加入していた。申立期間の保険料は、隣組による納付組織で納付していたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の娘が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、一緒に A 事業所に勤務していた従兄と同じ隣組の納付組織で、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳から、申立人は申立期間において国民年金に加入していなかったことが確認でき、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、B 市役所の国民年金担当職員は、「昭和 40 年頃、納付組織は存在しており、主に婦人会が取りまとめを行っていた。国民年金被保険者資格の取得や同資格の喪失の手続きは、市役所の窓口で行っており、納付組織は、未加入者に対し、加入手続きを促すことはあっても、手続きを代行することは無かった。」と回答していることから、申立人が、国民年金被保険者資格の手続きを行う必要があり、申立人が当該手続きを行ったにもかかわらず、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の手続きを誤ると

は考え難く、申立人が国民年金への加入手続を行わなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月及び同年6月、同年7月から同年10月までの期間並びに3年11月から4年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年5月及び同年6月
② 平成元年7月から同年10月まで
③ 平成3年11月から4年2月まで

母が、平成4年2月頃に私に送付されてきた国民年金保険料の納付書を見て、年金はきちんと納付しておかないと将来困るからと12万円を用意してくれたので、申立期間に係る全ての保険料をA市役所で納付した。

しかし、オンライン記録では、申立期間①は第3号特例期間とされており、申立期間②及び③は国民年金保険料が未納とされているので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、平成4年2月に国民年金保険料を納付したと供述しているところ、A市役所において過年度納付はできない上、その時点において、当該期間は時効となり、申立人は保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間③について、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人は平成3年11月に第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更されているところ、当該入力処理は9年6月に行われていることが確認できることから、申立人が国民年金保険料を納付したとする4年2月の時点では、納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間①、②及び③の期間については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立

人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から51年5月までの期間及び52年4月から54年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から51年5月まで
② 昭和52年4月から54年8月まで

私は、知人に年金をかけておいた方がよいと勧められて、昭和55年5月の連休前に、社会保険事務所（当時）で説明を受け、実家の父親から50万円を借用し、連休後に同事務所で申立期間の国民年金保険料を現金で一括して納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

特例納付による国民年金保険料の納付対象期間は国民年金の被保険者期間とされているところ、申立人が結婚した昭和44年5月から任意加入の国民年金被保険者資格を取得した52年6月までの期間は国民年金の未加入期間とされていることから、申立人は、申立期間のほとんどの期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがえる事情も見当たらない。

また、A市は、昭和55年度に、任意加入した国民年金被保険者のうち長期未納者に対し被保険者資格の喪失申出に係る勧奨を行っており、申立人に対しては、A市の国民年金被保険者名簿により、同年12月及び56年2月に被保険者資格の喪失勧奨が行われ、56年2月28日に職権で資格喪失処理されていることが確認できるほか、同収滞納一覧表及びオンライン記録では、申立期間当時の国民年金保険料の納付記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年7月から63年6月まで

私は、平成2年に結婚したのを契機に、それまで未納にしていた国民年金保険料の全額を一括して納付した。申立期間の中には申請免除期間が6か月あるが、その分も含めて一括して納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納及び申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年にそれまで未納にしていた国民年金保険料の全額を一括して納付したと供述しているところ、当時は、特例納付の実施期間ではなく、申立期間に係る国民年金保険料を一括して納付することはできない上、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の国民年金被保険者名簿等によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年度に職権適用により、当時、同居していた申立人の姉と連番で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、当該記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録では、時効間際の昭和63年7月から平成2年3月までの国民年金保険料が、2年9月7日に過年度納付されていることが確認できることから、この時点では、申立期間は時効により、申立人は、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月

私は、昭和 48 年 4 月に会社を退職し、元同僚から国民年金に加入した方がよいと言われたので、区役所で加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。最近になって、国民年金には同年 6 月に加入し、申立期間は未加入とされていることを知ったが、会社を退職した直後に加入手続を行ったので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 6 月に払い出されており、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿では、任意加入による資格取得日が同年 6 月となっていることから、制度上、未加入期間である申立期間については国民年金保険料を遡って納付することはできず、申立人が申立期間において国民年金に加入していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金制度開始時の昭和 35 年 10 月に夫婦連番で別の記号番号が払い出されているものの、当時、申立人は厚生年金保険の被保険者であったことから、当該記号番号により国民年金保険料が納付された記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 22 日から 41 年 5 月 31 日まで

日本年金機構から「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」についてはがきが送付され、申立期間について、脱退手当金が支給されたとされていることを初めて知った。

申立事業所では、長男出産のために産前産後休暇を取得し、家庭の事情でそのまま退職となったが、もともとは勤務を継続するつもりであった。

当時、厚生年金保険制度については知らなかったし、脱退手当金の手続を行った記憶はなく、同手当を受給した記憶も全くない。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和41年11月22日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、申立期間以前に勤務した事業所における被保険者期間の脱退手当金は未請求となっているが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立事業所に係る記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時は、申立人が当該期間の申告をしなければ、社会保険事務所（当時）では請求者の全ての被保険者期間を把握することは困難であったと考えられるところ、申立人自身、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを知らなかったとしていることから、支給されていない被保険者期間が存在することに事務処理上の不自然さはいかたがう。

さらに、申立期間直後の国民年金の任意加入期間は未加入とされており、申立人に、被保険者期間を通算して、将来の年金に反映させる意思があったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3611 (事案 556 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月22日から24年11月9日まで
② 昭和26年5月1日から28年3月26日まで

申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給済みとなっているが、請求した覚えは無く、受け取った記憶も無いため、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めたところ、訂正が認められなかった。

年金事務所の記録では、昭和28年12月12日に脱退手当金が支給済みとなっているが、同年*月に長男を出産したばかりのため、自分自身で請求することができない上、今回、日本年金機構から「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」についてはがきが届いたため、再度申し立てることとした。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が所持している厚生年金保険被保険者証に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が確認できること、ii) 日本年金機構保管の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)に、申立期間について申立人に脱退手当金を支給したことを意味する記録が確認できること、iii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いこと、iv) 脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は無いなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月26日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たって、申立人は、脱退手当金を支給したとされている

昭和 28 年 12 月 12 日は、長男を出産した日である同年*月と近接しているため、自分自身では請求できないはずであると申し立てているが、脱退手当金の請求手続は、簡易なものであり、郵送や代理人による請求もできるなど、出産日前後で申立人が社会保険事務所（当時）に出向けない場合であっても、手続できないようなものではなく、これについては、前回申立てにおいて検討した上で決定されており、このほかに申立人からは、新たな資料や事情は提示されていない。

なお、申立期間前に脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険被保険者期間が確認できるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の被保険者記号番号で管理されていた上、氏名も「A」と届け出ていたため、厚生年金保険記号番号払出簿及び前述の未請求期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、「A」と記録されていることが確認できること、さらに、未請求期間に係る事業所は、請求済み期間の最初の事業所と同一事業所であるため、脱退手当金裁定請求書に最初に勤務した事業所名を記載しても、請求者から記号番号が相違している旨の申出が無い場合、別記号番号で管理されている前述の被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上不自然さはいかたがえない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月 1 日から 33 年 10 月 27 日まで
② 昭和 37 年 12 月 26 日から 41 年 10 月 1 日まで

B社及びA社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、受給はしていないので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立期間直後から結婚後の昭和 48 年 3 月まで国民年金に加入しておらず、被保険者期間を通算して、将来の年金に反映させる意思があったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険被保険者期間が確認できるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和 42 年当時、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出がない場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上の不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
私が入社した当時の会社名は、「A社(後日、B社に名称変更)」であり、同社は社長の出身事業所である工場の下請け業務を行っていた。
申立期間当時、私は車両の運転手をしており、運搬業務をしていた。
申立事業所を一度退職して再入社した事実はないが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における勤務内容及び事業主や役員の名前を鮮明に記憶しているものの、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述からは、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、申立事業所は既に解散し、当時の事業主も既に死亡しており、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、それぞれ「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」、「申立人が勤務していた記憶はあるが、申立期間当時に勤務していたかどうかは覚えていない。事業所は、従業員を強制的に厚生年金保険に加入させていたが、申立人が加入していたかどうかは分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、社会保険事務所(当時)は、事業主が提出した申立人の昭和 35 年 7 月 1 日付けの資格喪失届を同年 7 月 9 日に受理していること、及び同年 10 月 1 日付けの

被保険者資格の再取得届を、同年 10 月 5 日に受理していることが確認できる
ところ、当該資格喪失日及び資格取得日の記録は、申立人のオンライン記録と
一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から
控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立
てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主
により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3614 (事案 230、1238 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月1日から46年3月31日まで
② 昭和49年4月7日から50年2月28日まで
③ 昭和56年4月1日から57年12月31日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間①、C社(現在は、D社)に勤務していた申立期間②及びE社に勤務していた申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申立てしたが、いずれも認められなかった。

今回、申立期間①及び②に係る事業所ではF業務等の担当者として勤務していたこと、及び申立期間③の事業所では、当該期間当時一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していることから再度申立てを行うので、再度調査の上、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び③に係る申立てについては、i) 申立期間①は、社会保険事務所(当時)保管のB社に係る厚生年金保険適用記録において、新規適用が昭和45年10月7日であることが確認されることから、申立期間のうち、44年5月1日から45年10月までの間、申立人は同社従業員として厚生年金保険の被保険者ではなかったと考えられるとともに、申立人は、同社における勤務条件を厚生年金保険被保険者資格が生じない週30時間未満の勤務であったと証言している、ii) 申立期間③は、申立期間がG社の被保険者期間と重複していること、また、E社が保存する「社会保険加入者リスト」に申立人の名前は記録されていない旨を証言していること等として、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月30日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、さらに申立人は、申立期間①及び③において昔のことなので厚生年金保険料控除の事実について証明する書類は所持していないが、給与から保険料を控除されていたのは間違いない、また、申立期間①については昼休み時間を 30 分短縮して勤務時間を変更していたなどとし、再調査してほしいとしているが、i) 申立期間①は、事業主は従業員の都合により勤務条件を変更した記憶は無いと回答していること、当該事業所の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票は見当たらない上、申立期間において申立人に係る雇用保険被保険者記録も確認できないこと、ii) 申立期間③は、厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立人に係る雇用保険被保険者記録も確認できない等として委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、平成 21 年 8 月 12 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前々回及び前回の申立内容と同様に、申立期間①について正社員として勤務していたことに間違いないとして、再々申立てを行っているが、申立人に確認しても、勤務したとの記憶のみで、当該期間に係る新たな供述及び関連資料が得られず、申立期間③については申立事業所で同じ業務を行っていた同僚の名前が判明したことから、再度調査をしてほしいとして再々申立てを行っているが、当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者期間が見当たらない上、申立事業所が保管する社会保険加入者名簿（氏名、年金番号及び喪失年月日等を記載）においても当該同僚の名前は確認できず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。

2 申立期間②に係る申立てについては、C社において、申立人が押印した「家事専従者等であり、他の健康保険の被扶養者である。」旨の書類が保存されており、自らが厚生年金保険の適用を受けない旨を事業所に申し出ていることは確認できるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 30 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間②において間違いなく厚生年金保険に加入していたとして、再申立てを行っているが、申立人に確認しても、勤務したとの記憶のみで、当該期間に係る新たな供述及び関連資料は得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 7 月 16 日まで
(A社)
② 昭和 44 年 4 月 22 日から 50 年 7 月 1 日まで
(B社)

平成 22 年 11 月頃に日本年金機構から送られて来たはがきを見て、A社及びB社に勤務した期間の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金の支給対象となっていることを初めて知った。

脱退手当金を受給できる制度を知らず請求もしていないので、受け取った記憶は無い。申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱・C」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和50年11月11日に支給決定されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間①の前に脱退手当金が未請求となっているD社に係る厚生年金保険被保険者期間があるものの、この未請求の被保険者期間と申立期間①及び②に係る被保険者期間はそれぞれ別の被保険者記号番号（以下「記号番号」という。）で管理されており、申立期間に係る脱退手当金が請求された昭和50年当時、社会保険事務所（当時）では請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上の不

自然さほうがえない。

さらに、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 41 年 1 月 11 日まで

A社から、退職に際して、脱退手当金制度についての説明を聞いたと思うが、脱退手当金は受け取っていない。日本年金機構から送られてきたはがきでは、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、受け取った記憶は無い。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りがなく、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年5月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、A社B事業所を退職後、次に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの32か月間においては、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず国民年金に加入しておらず、年金に対する意識の高さはいかたがえない。

さらに、申立期間以前に勤務した事業所における厚生年金保険の被保険者期間に係る脱退手当金は未請求となっているが、当該期間に係る被保険者記号番号は、申立期間に係る記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時は申立人が当該被保険者期間の申告をしなければ、社会保険事務所（当時）では請求者の全ての被保険者期間を把握することが困難であったものと考えられることから、支給されない期間が存在することに事務処理上の不自然さはいかたがえない。

加えて、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から同年8月7日まで

A社（現在は、B社）C事業所に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、1万4,000円となっているが、当時実際に支給を受けた給与に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録による申立人の申立期間における標準報酬月額は、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録と一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、前述の被保険者名簿により、申立人の前後に坑内勤務者として名前の記載があり、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる37人（申立人を含む。）について標準報酬月額を確認したところ、標準報酬月額が申立人と同じ10級（1万4,000円）となっている者が8人（申立人を含む。）見受けられることから判断すると、申立人の標準報酬月額が不自然である事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報

酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、A社C事業所に係る給与支給額は、前職の倍以上の金額であったとして申し立てているものの、オンライン記録において、A社C事業所の直前に厚生年金保険の被保険者記録が確認できるD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる資格喪失時（昭和26年5月31日）の標準報酬月額は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる資格取得時（昭和26年6月1日）の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、申立期間前のA社C事業所における昭和26年6月1日から29年5月1日までの期間においても、前述の被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記載とオンライン記録は一致している。

福岡厚生年金 事案 3618（事案 2409、3235 の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 20 日から 56 年 7 月 1 日まで

A社に雇用されていた申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとして、年金記録確認第三者委員会に対し、年金記録の訂正を2度にわたって申し立てたものの、いずれも認められなかった。

今回、昭和 53 年から 56 年までの間に、実際の勤務先であるB寮の近くのC医院及びD医院で治療を受けたことを思い出した。また、私の元妻がB寮近くのE病院に入院したことを思い出した。

いずれも健康保険被保険者証を使っているので厚生年金保険にも加入しているはずであるから、改めて申し立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

今回の申立期間及び昭和 57 年 7 月 31 日から 58 年 12 月頃までの期間に係る申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同社に入社する時に申立人の採用面接を行ったとする上司は、55 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえること、ii) A社に係る被保険者名簿により、57 年 7 月 31 日に、申立人が被保険者資格を喪失したことに伴い健康保険被保険者証が回収されたことを示す記録が確認できること、iii) 雇用保険の被保険者記録により、申立人が同日に同社を離職したことが確認できる上、申立人が同日付けで同社を離職したことに伴う離職票が交付されていることが確認できることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 7 月 1 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、当初の申立期間を昭和 52 年 9 月 20 日から 56 年 7 月 1 日までの期間に変更した上、応募の際に見た F 新聞の A 社に係る求人広告記事には社会保険完備と記載されていたこと、及び 55 年頃に G 病院に入院したことをもって再度申立てを行っているが、F 新聞の広告記事は確認できず、仮に確認できたとしても、これをもって申立人が変更後の申立期間において申立事業所に勤務し厚生年金保険料を給与から控除されていたとは判断し難いことに加え、申立人と同じく寮の管理人であったとする複数の同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険及び雇用保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえることなどから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、平成 23 年 1 月 27 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時、勤務していた B 寮の近くにあった C 医院及び D 医院で治療を受けたこと及び申立人の元妻が同寮の近くにあった E 病院に入院したことを思い出したとして申立てを行っているが、C 医院、D 医院及び E 病院に対して照会した結果、いずれの医療機関も閉院しており、当時の書類は保管していないと供述していることから申立ての事実を確認することができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 31 日から 42 年 4 月 30 日まで
② 昭和 42 年 8 月 26 日から 46 年 1 月 1 日まで

オンライン記録では、A社及びB社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和46年3月12日に支給決定されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和46年1月1日の前後2年以内に資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性17人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、12人に支給記録が確認でき、そのうち10人は資格の喪失後3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時の当該事業所における人事担当者は、退職する従業員には脱退手当金の手続について説明して、本人の意向により脱退手当金の代理請求を行っていた旨回答を行っており、当該事業所に勤務していた同僚3人も、事業所は脱退手当金の説明と、脱退手当金の代理請求を行っていた旨供述していることから、B社では事業主による代理請求が行われていたものと考えられ、申立期間に係る

脱退手当金については、当該事業所での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月23日から38年3月25日まで
オンライン記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。前職であるB社では、同社が一方的に代理請求を行い、退職金と共に受け取ったが、A社に関しては、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前に勤めた会社については一方的に代理請求が行われ、やむを得ず脱退手当金を受給したが、申立期間に係る脱退手当金については請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和38年6月21日に支給決定されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 16 日から同年 9 月 30 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた複数の同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、及び申立事業所が作成した申立人に係る乗務員証等から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「申立人に係る関係資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。当時の事業主及び社会保険事務担当者の連絡先も不明である。」と回答している。

また、前述の被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立期間当時、経験に応じて一定期間の試用期間があった。」と供述している上、申立人が同時期に勤務していたとして名前を挙げた同僚4人のうち、一人については、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立事業所は昭和 45 年 11 月 1 日からC厚生年金基金に加入してい

るところ、同基金が保管する加入員台帳によれば、申立期間に係る申立人の加入記録は確認できない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 9 日から 40 年 3 月 26 日まで
② 昭和 41 年 1 月 1 日から 44 年 2 月 11 日まで

オンライン記録では、A社及びB社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。B社を退職する際に脱退手当金の請求手続を同社に依頼したことは記憶しているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和44年5月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間以前に脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険の被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とはそれぞれ別の記号番号で管理されており、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、請求者の全ての被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上不自然さはいかたがえない。